

2016年12月

企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正案 ～経営方針の開示及び臨時報告書提出事由の見直し～

弁護士 安藤 紘人

2016年11月8日、金融庁は、2016年4月に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告などを踏まえて取りまとめた、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を公表した。本改正案は2016年12月8日までパブリックコメント手続に付されている。そこで、本稿では本改正案の内容を概観する。

1 経営方針の開示

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告では、企業と投資家との建設的な対話を促進していく観点から、より効果的かつ効率的で適時な開示が可能となるよう、決算短信、事業報告等、有価証券報告書の開示内容の整理・共通化・合理化に向けた提言がなされている(なお、同報告については、2016年5月の当事務所ニュースレター「効果的・効率的な企業情報開示のあり方に関する議論の動向 ～金融審ワーキング・グループ報告書の公表を受けて～」(http://www.amt-law.com/pdf/bulletins10_pdf/160531.pdf)を参照されたい。)

同報告は、現在、証券取引所の規則に基づき作成されている決算短信の記載内容に含まれる「経営方針」について、決算短信ではなく、有価証券報告書において開示すべき旨、提言を行っている。これを踏まえて、本改正案では、有価証券届出書や有価証券報告書など、金融商品取引法上の開示書類の記載内容に「経営方針」を加えている。

具体的には、従前の開示項目のうち「対処すべき課題」を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」としたうえで、当該項目の記載上の注意に「最近日現在において提出会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合には、当該経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容について記載すること。」及び「将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。」という二文を追加している。

本改正案が原案どおり施行された場合、発行会社は、いわゆる中期経営方針などとして、売上高やROEといった財務情報の目標値を公表している場合、これらを金融商品取引法上の開示書類において開示しなければならなくなる。

金融商品取引法上の開示書類については、虚偽記載があった場合の罰則規定が存在する(金融商品取引法第18条など)。そのため、従来は、目標値が発行会社の将来の業績を約束するものであると誤認され、将来目標値が達成できなかったときに投資家が虚偽記載を主張する、といった事態が生じることを避けるため、金融商品取引法上の開示書類では目標値の記載を控えている事例が多かった。しかし、本改正案が施行された場合、目標値の記載を加えること自体は避けられない。そのため、発行会社としては、目標値の開示に際して、発行会社の将来の業績を約束していると誤認されることのないように留意する必要があるであろう。そのための方策としては、例えば、各数値が「目標」である旨を明示したり、目標値が将来の業績を約束するものではない旨明示したディスクレームを併記するといった措置が考えられる。

2 臨時報告書提出事由(海外募集)の見直し

現行の法令上、日本企業が株式を国内及び海外で同時募集する、いわゆるグローバル・オフリングの場面などでは、国内募集分について有価証券届出書を提出すると同時に、海外募集分について臨時報告書を提出しなければならない。このような場面における発行会社の負担を軽減するため、2016年6月に閣議決定された規制改革実施計画では、投資促進等分野の規制改革に関して重点的に取り組むべき項目の一つとして、有価証券の募集・売出しに関する「臨時報告書提出事由(海外募集)の見直し」が掲げられている。これを踏まえ、本改正案では、国内募集と並行して海外募集が行われる場合に、海外募集に係る臨時報告書に記載すべき情報が国内募集に係る有価証券届出書に全て記載されているときには、当該臨時報告書の提出を不要とすることとしている。

具体的には、海外募集に係る臨時報告書提出義務を定める、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号において、例外事由として「(当該募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出しが、本邦以外の地域と並行して本邦において開始された場合であって、その本邦における募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類に本邦以外の地域において開始された募集又は売出しに係る次に掲げる事項を記載したときを除く。)」というカッコ書きを追加している。

本改正案が原案どおり施行されると、例えば上記のグローバル・オフリングの場面において、臨時報告書を提出する必要がなくなり、発行実務が簡便になることが期待される。なお、本改正案では、国内及び海外の募集・売出しが「並行して」開始された場合を念頭に置いている。そのため、「並行して」の解釈が問題となるが、企業内容等開示ガイドライン 4-11 において、別の条文に関してではあるが、「「並行して」とは、払込期日又は受渡期日がおおむね同じであることをいう。」との解釈が示されていることから、本改正案においても、これを参照して解釈することになると考えられる。

3 今後の日程

本改正案は、2016年12月8日までパブリックコメント手続に付されており、その結果を踏まえて今後施行される予定である。なお、金融庁によると、本改正の公布日程は明らかになっていないものの、本改正は公布日から施行される予定である。ただし、上記1の経営方針の開示に関する改正については、2017年3月31日以後に終了する事業年度分から適用することが予定されている。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
弁護士 安藤 紘人(hiroto.ando@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、cm-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins10.html>にてご覧いただけます。
 - Capital Markets Legal Update 発行責任者
弁護士 多賀大輔、広瀬卓生、吉井一浩、福田直邦